

退教互の 説明④

・療養給付- 2



①これから療養給付の説明その2を始めます。

療養給付- 2

1 申請有効期限

2 納付にならないもの

3 申請から送金までの流れ



①ここでは、申請有効期限、納付限度額、納付にならないもの、申請から送金までの流れについて説明します。

療養給付-2

申請書提出有効期限

受診月から3年間

毎月5日締切りのため3年にならない
場合がありますのでご注意ください



- ①申請書の提出有効期限は、受診月から3年間です。
- ②毎月5日が締切りのため、受診した日から3年間ではありませんのでご注意ください。

療養給付-2

給付対象は医療保険適用分のみ

ご注意
ください

医療保険適用外の診療と介護保険は給付対象になりません



①退教互の給付対象は医療保険適用分のみとなります。

②医療保険適用外の診療と介護保険は給付対象なりません。

療養給付-2

退教互の給付対象にならない診療

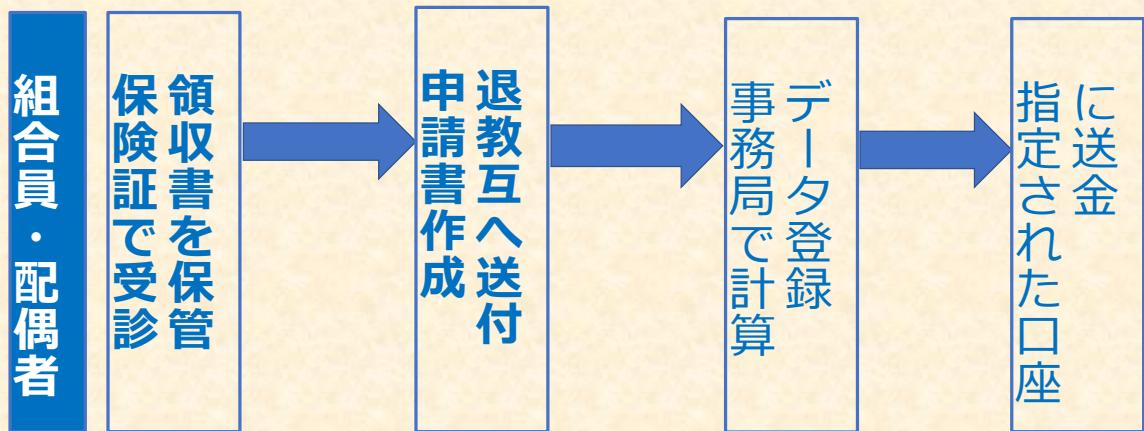
- ・自費診療・健康診断・人間ドック・インフルエンザ等の予防接種
- ・介護保険（デイケア施設利用料等）
- ・文書料（診断書等）・保険のきかない鍼灸マッサージ・接骨院での保険外治療
- ・容器代・サポート代・歯ブラシ代・補聴器
- ・入院に関する諸費用（入院時食事療養費・生活療養費、質量差額、寝具代、その他雑貨）
- ・車代・売薬（医師の処方箋以外の薬）
- ・紹介状無しで200床以上の病院へかかった時の選定療養費



- ①具体的な対象にならない診療は次のとおりです。
- ②自費診療・健康診断・人間ドック・インフルエンザ等の予防接種
- ③デイケア施設利用料等の介護保険
- ④診断書等の文書料も対象になりません。
- ⑤その他にも、ここにあるものは対象外です。

療養給付-2

申請から送金（受取）までの流れ



- ①申請から給付金の受取までの流れです。
- ②保険証を使って受診していただき、領収書を保管します。
- ③申請書を作成し、退教互事務局へ送ります。
- ④事務局で内容を確認し、データを登録します。
- ⑤ご指定の口座に送金されます。

療養給付-2

毎月5日までに受付



翌月25日に送金

	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
6月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	1	2	3
7月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19					
	25	26	27	28	29	30	31
8月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
9月	29	30	31	1	2	3	4
	5	6	7	8			
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30		

毎月5日までに受付した申請は

翌月25日に送金



- ①こちらが給付金の送金スケジュールです。療養給付は、毎月5日までに受付した申請を翌月25日に送金しています。6日以降の受付は、翌々月の25日に送金となります。

療養給付-2

- 退教互は送金通知を発行していません。マイページや通帳で入金を確認してください。
- 療養給付申請書は必ず長野市の退教互事務局（長野市旭町1098番地）までご提出ください。



①退教互は給付金の送金通知を発行していませんので、マイページや通帳で入金を確認してください。

②また、療養給付申請書は、必ず長野市の退教互事務局（長野市旭町1098番地）へご提出ください。

ご視聴ありがとうございました

